

ラ・ムー高松中央店 (No.976)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月18日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和2年8月13日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー高松中央店
高松市多肥上町1126番地 外
- 3 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

- (1) 意見書を提出した者
多肥地区コミュニティ協議会

- (2) 意見の概要

第1 意見の要旨

多肥地区における配慮事項について

- ① 建物、工作物等
- ② 屋外広告物
- ③ 地域で活動する際のマナー

第2 意見の理由

多肥地区において特に配慮すべき事項

- ① 建物、工作物等

協議の対象地区は、高松市景観計画において、市街地景観ゾーン又は田園居住景観ゾーンに指定されています。

建物、工作物等を建築、設置する際には、これらの基準を順守するとともに、以下の点について配慮をお願いします。

- ・建築物の壁面の色彩について、主に白色系を基調とした淡い色の使用をお願いします。(自然石や木材に彩色を施さず使用する場合は、それらの素材については適用しないでください。)
- ・周辺との調和に配慮し、樹木や生垣、芝生等緑化空間の形成に努めてください。
- ・外観(外壁及び屋根)の基調色は、高松市景観計画の基準に関わらず、次の色彩基準(マンセル表色系)に適合したものにしてください。(自然素材に彩色を施さず使用する場合は除く。)

色相	彩度	明度
Y、YR、R	4以下	8～9以上
その他	2以下	8～9以上

- ② 屋外広告物

協議の対象地区は、高松市屋外広告物条例において、第2種許可地域又は第3種許可地域に指定されています。

屋外広告物を設置する際には、これらの規程を順守するとともに、以下の点について配慮をお願いします。

- ・屋外広告物の面積は、条例の基準の上限に関わらず、必要最小限の大きさにするよう努めてください。
- ・敷地内に設置する広告板又は広告塔について、地面からの高さを4m未満にして、景観の保全に努めてください。
- ・屋上広告とそれに類する広告物の掲出を控え、景観の保全に努めてください。

- ③ 地域で活動する際のマナー

協議の対象区域内で活動する際には、マナーとして以下の点について配慮をお願いします。

- ・近隣に対する騒音や悪臭などを発生させないでください。
- ・周辺環境に十分配慮し、過剰な照明は避けてください。
- ・公序良俗に反する広告の掲出を控える等、周辺児童の心身の成長及び人格形成に良好な環境の維持に努めてください。

ラ・ムー高松中央店 (No.976)

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間： 令和3年1月18日から令和3年2月18日まで